

既存の放送局設備供給役務の料金表

1 契約の種別及び料金

契約は種別ごとに一の契約とし、一の契約について契約者一者とする。ただし、同種別において複数の契約の締結も可能とする。

(1) A種契約

基幹放送局提供事業者以外の者が設置する地球局設備を使用して、基幹放送局提供事業者が開設する衛星基幹放送局を使用する契約

料金は、中継器料とする。

(2) B種契約

基幹放送局提供事業者が設置する地球局設備及び当該基幹放送局提供事業者が開設する衛星基幹放送局を使用する契約

料金は、中継器料と地球局料の合計額とする。

2 料金の算定方法（消費税別）

1に規定する種別ごとの料金は、①及び②に定める1チャンネル当たりの月額単価に、契約者が使用するチャンネルの占有割合を乗じて算出する。

なお、複数のチャンネルを使用する場合の占有割合は、チャンネルごとに算出した占有割合の合計数により区分する。

また、一の契約者が二以上の契約を締結した場合の区分は、各契約で使用する占有割合の合計数により区分する。

<チャンネルの占有割合>

$$\text{チャンネルの占有割合} = \frac{\text{利用容量（スロット）}}{\text{1チャンネルの伝送可能容量（スロット）} \times \text{※}}$$

※ 1チャンネルの伝送可能容量について、超高精細度テレビジョン放送以外は48スロット、超高精細度テレビジョン放送は120スロットとなる。

<月額料金>

$$\text{月額料金} = \text{月額単価} \times \text{チャンネルの占有割合}$$

①中継器料（A種契約・B種契約共通）

中継器料は、チャンネルの占有割合（複数のチャンネルを使用する場合は合計数を適用）に応じた次表の区分による。月額料金は、次表の区分AからGの1チャンネル当たりの月額単価に占有割合を乗じて算出する。

区分		月額単価 (1チャンネル当たり)
区分A	契約者が使用するチャンネルの占有割合の合計が1を超える場合	44,924,000 円
区分B	契約者が使用するチャンネルの占有割合の合計が1以下3/4を超える場合	45,840,000 円
区分C	契約者が使用するチャンネルの占有割合の合計が3/4以下1/2を超える場合	46,757,000 円
区分D	契約者が使用するチャンネルの占有割合の合計が1/2以下1/3を超える場合	47,216,000 円
区分E	契約者が使用するチャンネルの占有割合の合計が1/3以下1/4を超える場合	47,674,000 円
区分F	契約者が使用するチャンネルの占有割合の合計が1/4以下1/8を超える場合	48,132,000 円
区分G	契約者が使用するチャンネルの占有割合の合計が1/8以下の場合	48,591,000 円

②地球局料（B種契約）

地球局料は、使用地球局設備に応じた次表の区分による。月額料金は、次表の区分1又は2の1チャンネル当たりの月額単価に占有割合を乗じて算出する。

なお、区分が異なる複数のチャンネルを使用する場合は、区分ごとに月額料金を算出する。

区分	基幹放送の区分	月額単価 (1チャンネル当たり)
区分1	ARIB STD-B20 で規定された伝送方式	26,736,000 円
区分2	ARIB STD-B44 で規定された伝送方式	26,067,000 円

※ 本資料は、(株)放送衛星システムが総務大臣に届け出た「BSデジタル放送サービス 料金表」を元に総務省が作成。